



京労発基 0818 第1号  
令和5年8月18日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」の  
一部改正について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条及び第45条の2の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血中脂質検査の取扱いについては、令和5年3月31日付け基発0331第12号（令和5年6月13日付け京労発基0613第2号）「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」をもって示されましたが、この度、令和5年7月31日付け基発0731第3号をもって、一部改正されました。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、会員事業場等に対して、改めて周知頂きますよう、特段の配慮をお願い申し上げます。

※京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷としています。



基発 0731 第 3 号  
令和 5 年 7 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」の一部改正について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 45 条の 2 の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血中脂質検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査との整合を図るため、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」（令和 5 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 12 号）を別紙のとおり改正することとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

○「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」(令和5年3月31日付け基発0331第12号)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="193 407 754 474">定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて</p> <p data-bbox="185 533 770 943">今般、令和6年度から第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」において、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項についての検討が行われたところである。</p> <p data-bbox="185 958 770 1464">本検討会における検討を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条及び第45条の2の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血中脂質検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査との整合を図り、下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。</p> <p data-bbox="220 1480 770 1563">なお、下記については、令和6年4月1日からの取扱いとすること。</p> <p data-bbox="185 1579 770 1798">また、本通達をもって、<u>令和6年4月1日から</u>「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」（平成29年8月4日付け基発0804第4号）の記の2の血中脂質検査の取扱いを廃止する。</p> <p data-bbox="469 1854 501 1888">記</p> <p data-bbox="193 1951 770 2022">血中脂質検査は、引き続きLDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグ</p>	<p data-bbox="809 407 1361 474">定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて</p> <p data-bbox="793 533 1378 943">今般、令和6年度から第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」において、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項についての検討が行われたところである。</p> <p data-bbox="793 958 1378 1464">本検討会における検討を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条及び第45条の2の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血中脂質検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査との整合を図り、下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。</p> <p data-bbox="820 1480 1378 1563">なお、下記については、令和6年4月1日からの取扱いとすること。</p> <p data-bbox="793 1579 1378 1798">また、本通達をもって、「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」(平成29年8月4日付け基発0804第4号)の記の2の血中脂質検査の取扱いを廃止する。</p> <p data-bbox="1074 1854 1106 1888">記</p> <p data-bbox="801 1951 1378 2022">血中脂質検査は、引き続きLDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグ</p>

リセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法（ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。）、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によることも引き続き可能とする。

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール（直接測定法）を選択した 3 データを測定する。この際、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

なお、トリグリセライド（中性脂肪）の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注) ・フリードワルド式による LDL コレステロール

＝総コレステロール－HDL コレステロール－トリグリセライド/5

・ Non-HDL コレステロール＝総コレステロール－HDL コレステロール

リセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法（ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。）、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によることも引き続き可能とする。

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール（直接測定法）を選択した 3 データを測定する。この際、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

なお、トリグリセライド（中性脂肪）の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注) ・フリードワルド式による LDL コレステロール

＝総コレステロール－HDL コレステロール－トリグリセライド/5

・ Non-HDL コレステロール＝総コレステロール－HDL コレステロール